

平成17年8月30日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第8号

「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第11号

「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針（案）」の公表

コメントの募集

これまで、個別財務諸表においては、当期末処分利益の計算が損益計算書の末尾で表示され、株主総会における利益処分(又は損失処理)の結果を受けて、利益処分計算書(又は損失処理計算書)が開示されてきました。また、連結財務諸表においては、資本剰余金及び利益剰余金の変動を表すものとして連結剰余金計算書が開示されてきました。一方、テーマ協議会からの提言書では、株主の持分の変動に関する開示制度の導入が望まれるとされ、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）で採り上げるべき検討課題としておりました。

こうした中、会社法のもとでは、すべての株式会社は、株主の持分の変動を示す計算書を作成し、当該計算書類を株主に送付しなければならないとされています。

当委員会では、これらの状況に鑑み、株主の持分の変動を示す計算書として、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書（以下「連結株主資本等変動計算書等」という。）の作成方法について、検討を重ね、平成17年8月26日の第87回企業会計基準委員会で標記の企業会計基準及び適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成17年10月11日（火）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： equity@asb.or.jp
FAX： 03-5561-9624
お問い合わせ先： 03-5561-8449

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 連結株主資本等変動計算書等の作成目的

連結株主資本等変動計算書等は、連結貸借対照表及び貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。

■ 表示区分

連結株主資本等変動計算書等の表示区分は、企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」に定める連結貸借対照表及び貸借対照表の純資産の部の表示区分に従う。

■ 表示方法

➤ 株主資本の各項目

株主資本の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。

なお、連結損益計算書及び損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）は、それぞれ、利益剰余金及びその他利益剰余金の変動事由として表示する。

➤ 株主資本以外の各項目

株主資本以外の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で記載する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示（注記による開示を含む。）することができる。

■ 注記事項

株主資本等変動計算書には、発行済株式の種類及び総数に関する事項、自己株式の種類及び株式数に関する事項、並びに配当に関する事項を注記し、連結株主資本等変動計算書には、自己株式の種類及び株式数に関する事項を注記する。

■ 適用時期

本会計基準は、会社法施行期日以後終了する事業年度から適用する。ただし、中間連結株主資本等変動計算書等については、当該事業年度の翌中間会計期間から適用する。

以 上